

# 戸別所得補償モデル事業の加入と評価の特徴 —山形県庄内地域のアンケート調査から—

関野幸二・迫田登穂\*

(東北農業研究センター・\*中央農業総合研究センター)

The Evaluation of the Pilot Enterprise for Direct Payment of Income Support

-A case study on Syonai district in Yamagata prefecture-

Koji SEKINO and Takatoshi SAKODA\*

(NARO Tohoku Agricultural Research Center・\*NARO Agricultural Research Center)

## 1 はじめに

水田経営所得安定対策に代わって、戸別所得補償制度という新たな施策が平成 22 年度から開始された。平成 22 年度は本格実施の前段としてモデル事業という形で戸別所得補償制度が施行された。このような施策の変化は東北農業の担い手に大きな影響を与えることになる。

そこで本稿では、戸別所得補償モデル事業への対応の特徴を、1) 戸別所得補償モデル事業に担い手はどのような対応をしたのか。加入状況はどうか、2) モデル事業による集落営農組織における加入・脱退や土地利用の変化は見られるか、3) モデル事業に対して担い手はどのような評価をしているのか、4) 戸別所得補償制度に対してどのような要望を持っているか、の 4 点から検討する。

## 2 方法

集落全戸を対象としたアンケート調査を実施した。調査項目は事前に集落営農組織や認定農業者を対象にヒアリング調査を行い、それをもとに設定した。調査対象地は、東北でも代表的良質米生産地域である山形県庄内地域を取り上げ、関係機関に依頼して鶴岡市及び三川町から 3 集落、酒田市及び遊佐町から 4 集落を選定した。調査票配布総数は 150 部で、このうち回答数は 133 部であった。

## 3 結果及び考察

### (1) 申請状況

戸別所得補償モデル事業への申請状況は、個人による申請が 42 戸 (35%)、組織による申請が 75 戸 (53%)、申請しなかった農家は 3 戸 (2%) であった。規模間で有意差が認められ、大規模層では個人での申請が多かった。このようにほとんどの農家で申請が行われたのは、農協等の関係機関が申請書作成の支援を

行い、申請が容易だったためと考えられる。

### (2) 申請に伴う土地利用の変化

農家の作付けが増加した作物は飼料用米、加工用米、そば、飼料作物、WCS 用稲であった。他方、農家が作付けを減少した作物は大豆であった。増減の理由を見ると、増やした理由としては自給率向上事業の交付単価が有利であることや不作付地解消などがあげられた。大豆の減少理由としては、4 割が新規需要米や加工米の方がメリットがあるとしており、戸別所得補償モデル対策の一定程度の影響があったことが認められる。

### (3) 戸別所得補償モデル事業に対する評価

#### 1) 米所得補償モデル事業

米価下落時に差額補填があることや対象者が全販売農家であることについては肯定的評価をしているが、所得補償金額 (1.5 万円/10a) に対しては 62% が安いと評価している (表 1)。

#### 2) 水田利活用自給率向上事業に対する評価

米の需給調整参加を要件としないことや交付単価が全国一律であることに対しては否定的意見が肯定的意見を上回るが、どちらとも言えないという回答が最も多い。また、激変緩和措置があることに対しては肯定的な評価が多い。助成金額に対しては、新規需要米を除く作物の助成金額が安いと評価している (表 2)。

#### 3) 米の戸別所得補償の効果に対する評価

農業経営の安定、担い手への農地や作業の集積の進展、米の作付意欲の持続、米の需給調整への参加の進展、不作付地の解消などの効果に対しては、いずれも消極 (否定) 的回答が多い (40 ~ 50%) が、どちらとも言えないが 30% 程度あった。大規模層では農業経営の安定が図られる、米の需給調整への参加は進まないという意見が多かった (表 3)。

#### 4) 畑作物の戸別所得補償の効果

麦・大豆への作付誘導、団地化の維持・拡大、不作付地の解消などの効果については消極的意見が多く、地域振興作物への作付誘導が進むという意見はやや多い。しかし、どちらとも言えないという回答が高い割合を占めている。これは平成 23 年度からの実施のた

め明確な判断が出来ないからと思われる。

(4) 戸別所得補償に対する要望

1) 戸別所得補償制度の対象者

米の対象者としては、今のまま(すべての農業者を対象にする)で良いというのが28%で最も多いが、一定の規模要件や集落営農・認定農業者等の担い手に絞り込みをすべきというのをあわせると過半数の55%を占める。また、戦略作物に対しても米の需給調整加入を要件とすべきが44%を占め、何らかの要件を設定し、対象を絞り込むべきとの意見が多い(表4)。

2) 戦略作物への交付単価と配分方法

交付単価の設定方法は「全国一律+地域」が55%と最も多く、助成金の配分方法は「面積+成績払い」が41%、「面積払いのみ」が30%と面積払いを基調に考えている。これは東北地域の転作作物の収量が全国平均に比して低いためと考えられる(表5)。

4 まとめ

平成22年度に実施された戸別所得補償モデル事業へはほとんどの農家が加入申請していた。制度変更により土地利用は大豆作付が減り、新規需要米作付けの増加が見られたが、総じて影響は小さかった。これは平成22年度モデル事業として単年度の実施のため、様子見の対応がとられたためと思われる。

また、戸別所得補償モデル事業に対する評価は、戸別所得補償の基本的考え方が農業者に十分理解されていないことを示している。制度に対する十分な理解がないまま、助成金獲得が先行され助成金額に対する評価が中心であった。制度の効果を発揮させるためには施策のコンセプトを理解してもらい取り組みが重要である。

項目	よい	どちらともいえない	悪い	わからない	回答数
対象者が全販売農家であること	40.7	27.8	19.4	12.0	108
交付単価が全国一律であること	22.0	32.1	33.0	12.8	109
米価下落時の差額補填について	51.9	16.3	20.2	11.5	104
集落営農の場合は組織単位で10a控除の対象となること	29.8	30.9	12.8	26.6	94
項目	妥当	高すぎる	安すぎる	わからない	回答数
交付単価が1.5万円/10aであること	20.5	0.9	62.5	16.1	112
注)無回答農家を除く					

項目	戸数	割合
今のままでよい	36	28.3
一定規模(面積)以上の農業者に絞るべき	18	14.2
集落営農や認定農業者等の担い手に絞るべき	32	25.2
やる気のある農業者のみを対象とすべき	20	15.7
わからない	21	16.5
今のままでよい	25	20.2
米の需給調整を加入要件とすべき	54	43.5
米の所得補償も含め、米の需給調整参加を要件とすることはやめるべき	18	14.5
わからない	27	21.8
注)無回答農家を除く		

項目	よい	どちらともいえない	悪い	わからない	回答数
米の需給調整参加を要件としないこと	19.4	34.3	27.8	18.5	108
交付単価が全国統一であること	22.6	33.0	28.3	16.0	106
激変緩和措置が講じられたこと	43.4	19.8	7.5	29.2	106
項目	妥当	高すぎる	安すぎる	わからない	回答数
表・大豆・飼料作物生産に3.5万円/10aが助成されること	25.5	3.6	51.8	19.1	110
新規需要米生産に8万円/10aが助成されること	40.9	20.9	10.0	28.2	110
そば・なたね・加工用米生産に2万円/10aが助成されること	25.2	0.9	43.9	29.9	107
野菜、雑穀などのその他作物に対して1万円/10aを基本として助成されること	15.6	0.9	50.5	33.0	109
注)無回答農家を除く					

区分	項目	戸数	割合
交付単価	全国一律で設定	13	10.5
	全国一律+地域(県、市町村)で設定	68	54.8
	地域(県、市町村)でのみ設定	22	17.7
	わからない	21	16.9
助成金	面積払いのみとすべき	38	30.2
	成績(数量、品質)払いのみとすべき	14	11.1
配分方法	面積+成績払いとすべき	51	40.5
	わからない	23	18.3
注)無回答農家を除く			

	進む 解消する	どちらとも 言えない	進まない 解消しない	わからない	回答数
経営の安定が図られるか*	13.6	33.6	40.8	12.0	125
担い手への農地集積が図られるか	4.0	32.3	46.0	17.7	124
水稻の作業集積は進むか	7.1	33.3	45.2	14.3	126
米の作付意欲が今後も持続するか	12.7	31.0	42.1	14.3	126
米の需給調整への参加が進むか*	14.5	28.2	37.9	19.4	124
調整水田等の不作付地が解消するか	4.8	25.6	52.0	17.6	125
注1)無回答農家を除く					
注2)*印は5%水準で階層間での有意差が認められた項目					